

「保育所と小学校の連携に関する調査」報告

全国保育士会

1. 調査の概要

1-1. 調査の目的

平成 21 年 4 月より施行された保育所保育指針に「小学校との連携」が明記され、各地域において連携が進められている。子どもの育ちを支え、将来につながる子どもの育ちの可能性を受け渡していくための小学校との連携の実態、平成 21 年度より小学校への送付が義務づけられた「保育所児童保育要録」の各市町村における取り組み状況の把握を行い、小学校との連携強化を推進するために実施した。

1-2. 調査時期

平成 21 年 10 月～11 月

1-3. 調査方法

郵送によるアンケート調査

1-4. 調査の種類

- ①【全国保育士会委員調査票】保育所と小学校の連携に関する調査
- ②【事例調査票 A】保育所と小学校の連携に関する調査
- ③【事例調査票 B】「保育所児童保育要録」に関する調査

事例調査は、全国保育士会委員が、都道府県・指定都市保育士会会員に依頼。全国保育士会委員が、都道府県・指定都市内の調査票を取りまとめ返送。

種 類	事例数	
	都道府県	指定都市
【事例調査票 A】保育所と小学校の連携に関する調査 小学校との積極的な連携が図られている保育所に調査への回答を依頼。	2 事例	2 事例
【事例調査票 B】「保育所児童保育要録」に関する調査 市町村において検討した「保育所児童保育要録（厚生労働省が示した様式以外）」について、回答を依頼。	4 事例	—

1-5. 回収率

- 【全国保育士会委員調査票】保育所と小学校の連携に関する調査 100.0% (57/57)
- 【事例調査票 A】保育所と小学校の連携に関する調査 85.7% (96/112)
- 【事例調査票 B】「保育所児童保育要録」に関する調査 81.4% (153/188)

※ 事例調査票 A、B は、依頼数より多くの事例提供をいただいた組織があった。集計にあたっては、無作為に抽出した調査票を対象とした。今後の事例検討にあたっては、すべての調査票を参考とする。

2. 調査結果

2-1. 保育所と小学校の連携について

2-1-1. 小学校との連携の有無《委員調査》

小学校との連携は、95%の保育所で取り組まれていた。

調査時点で行っていない場合にも、「1～3月の就学前までに実施していきたい」との回答であった。行っていない理由は、「幼保小の連絡会が未設置、行政側の動きがにぶい」など。

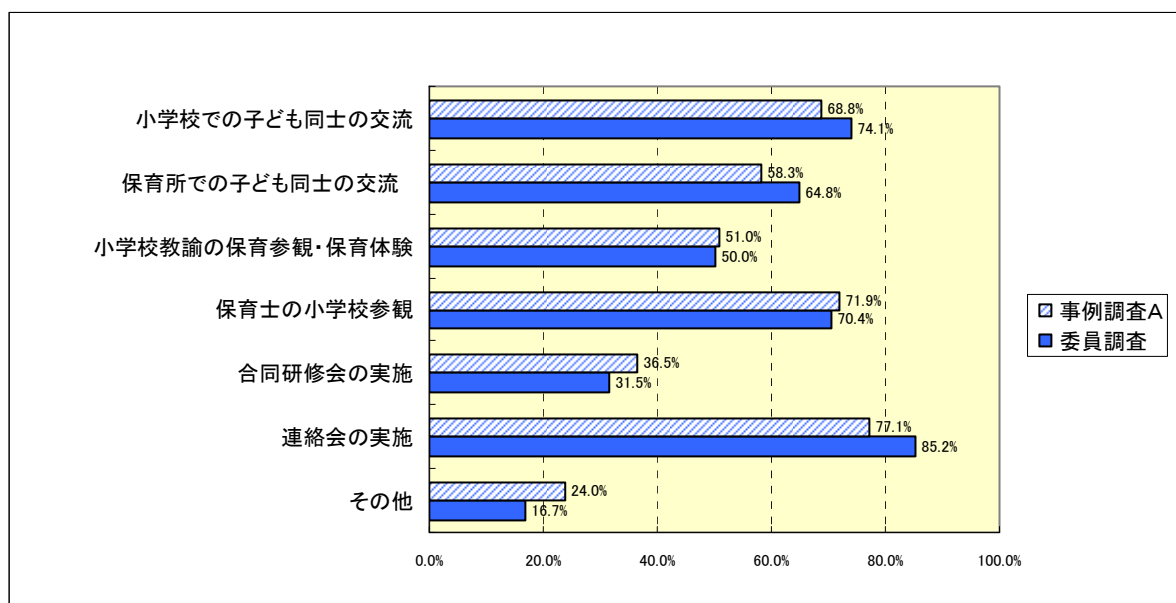
図表1 小学校との連携の有無

項目	回答数	割合
行っている	54	94.7%
行っていない	1	1.8%
NA(無回答)	2	3.5%
合計	57	100.0%

2-1-2. 連携方法《委員調査・事例調査A》

小学校との連携方法は、「連絡会の実施」「小学校での子ども同士の交流」「保育士の小学校参観」が多い。保育所から小学校に出向いての連携が多く見られた。

図表2 小学校との連携方法 【複数回答】



2-1-3. 連携にあたり、保育所として工夫している点《委員調査・事例調査A》

小学校との連携にあたり工夫している点については、「授業参観には必ず行くようにしている」「出来るだけ多くの回数、職員が学校に出向く」「発達の気になる子どもについては小学校の先生が様子を見にくる」「保育参観を呼びかける」「幼稚園とも連携をとっている」等があげられていた。

【自由記述回答 ー抜粋ー】

- 新入学児童の情報提供については、特に気になる子について園での関わり方を具体的に伝えるようにしている。
- 日頃から連絡を密にしている。例えば、不審者情報や感染情報を交換したり、保育所の園だより、小学校の行事予定をお互いに送付したりしている。
- グループを作り、たてわりでの交流がしやすいようにしている。
- 幼保小連絡懇談会などで、学校側からお願いされていること(たとえば、給食は時間内に済ますこと等)は、園でも取り組んでいく。
- 授業参観は、他校区に渡って大変だが、必ず一人しか行っていない学校にも行くようにしている。
- 発達等で気になる子どもについては学校から先生が様子を見に来てくれるようにしている。
- 出来るだけ多くの回数、職員が学校に出向くようにし、卒園児の成長していく姿を見守る。
- 保育所の保育課程や保育内容を具体的に示したり、説明したりして、保育所を理解してもらうようにする。
- 保育園行事に関しては地域のコミュニティの新聞で案内しており、大勢の卒園児を含む小学生が保護者と共に参加しに来ている。
- 障害児については、保護者と共に学校長の考えを同いに出向く。又、連絡会に向けて細部についての情報提供の了承を保護者に確かめ、丁寧に伝えていく。(例えばパニックのときの対処法や生活の中の独特のこだわり等)
- 小学校に併設されている公立幼稚園との連携をとり、小学校の行事に参加する。
- 学童保育を通じて関係は密にしている。
- 障害がある子どもの就学校には地域でなくても(校区外)、クラス全員で行ったり、個別的ニーズによっては小学校の先生の理解のもと何度か担当できる職員で出向き、環境に慣れやすいようにしている。
- 子ども理解のために保育参観なども呼びかけている。
- 就学前検診をする前に、小学校(養護教員)から来ていただき園生活を見ていただく(ＩＱではなく、落ち着き、友達関係、生活態度など)

2-1-4. 連携による成果と今後の課題《委員調査・事例調査A》

連携による成果については、「入学前の不安感が緩和された」「保育・教育現場を見たり話し合ったりすることでお互いの理解が深まった」等があげられていた。

また、今後の課題については、「保育園から小学校へは出向いているが、小学校から教師が保育園に来ることがない」「就学先が7～8校あり、交流・連絡がとりにくい」「就学前に子どもの様子を見にきたり伝えたりしているが、4月に担任になった先生に伝わっていない」「教師と保育士の就労形態等の違いがあり合同研修会が持ちにくい」等があげられていた。

【自由記述回答 ー抜粋ー】

- 園児にとっては、入学前の不安感が緩和されていくように思う。小学生にも園や園児を知ってもらうよい機会となっている。
- 年長児としては園では年上児のリーダー力を発揮するのだが、学校に入学するなり、お世話される側となり、そのギャップの大きさについてなど、学校の先生と話し合いなどをもっていきたい。
- 成果：お互いの保育・教育の現場を見たり、話したりすることによって、困り感や喜び等を理解することができ、それが子どもたちにかえっていていることを実感することができた。課題：継続することの意義を訴え続けることが必要と思う。
- 最初はそれぞれの長の連絡協議会という形での出発でしたが、回を重ねるごとに、現場サイドの情報交換の場を持つことができるようになった。
- 小学校教諭の1日保育体験、給食体験を通じて、保育園の様子をわかってもらえたこと。
- 保育士が小学校の授業参観、懇談会に行くことで、学校の様子を知ることができたり、小学校の先生と話をすることでお互いに本音を出して話をすることができた。保育園から小学校へは出向いているが、小学校から教師が保育園に来て園の生活を見たりすることがないので、小学校からも来ていただけると懇談の内容もより深まっていくと思う。
- 小学校の先生も保育園の現場を見ることで学習体系の工夫につながっていくと思う。
- 就学先が学区外、区外と7~8校あるので、交流・連絡が取りにくい。
- 全ての学校と同じ内容で連携が取れているわけではない。それを充実させなければならない。
- 就学前の引継ぎにより、保育所での配慮や家庭の状況を十分に伝えることができる。しかし、その場の報告だけに終わり、4月からの担任へ届いていない為、4月以降担任が再度保育所へ来所される。年度が変わると担任がいなくて、十分な引継ぎになっていないことが課題である。
- 就学前に5才児の様子を見ていただき、伝えているが、次年度に実際に担任になった先生に正確に伝わっていないという場合がある。
- 互いに職員の異動などがあると、改めての連携づくりに時間を要する場合もある。
- 学校等教育研究会は、先生同士も顔なじみになり、問題点など一緒に検討できるので、継続していきたい。
- 成果：・卒園後の育ちのつながりが実感できる。子どもたちも、入学してからの不安が軽減し期待を持つ。教諭が子どもを理解するきっかけとなり、模擬授業へと発展している経緯がある。課題：キーパーソンの必要性。窓口になっている主任や教頭ではなく、連携の為にポジションが必要。
- 連携は今のままで十分ですし、これ以上連携のために多忙にならない方がよいと思います。今後の課題は少人数がいく学校との密な連携、又、学校の教師によっては連携の仕方に差があること。
- 課題としては、相互の就労形態等の違いがあり、合同研修会が持ちにくい。また、卒園児の就学先が6~8校に分かれる事も連携した勉強会が持ちにくい。
- 小学校の施設を借りて、保育所の行事を行うことで、小学校の環境に親しむことができる。小学校の授業との兼ね合いで、交流する機会が少ない。

2-2. 「保育所児童保育要録」について（平成21年10月31日現在の状況）

2-2-1. 市区町村における「保育所児童保育要録」様式の検討状況

(1) 委員調査

平成21年10月末において、「市区町村の保育要録が決定している」が68.4%、「現在、検討中である」が21.1%、「まだ、検討していない」が1.8%である。

(2) 事例調査B

平成21年10月末において、「市区町村の保育要録が決定している」が65.4%、「現在、検討中である」が25.5%、「その他」が7.8%である。

「その他」は、「県の保連のものを使う」「県の保育要録を使用」「今年度は県から見本として送られた記録を使う」のほか、まだ検討していないとの回答があった。

図表3 市区町村における「保育要録」様式の検討状況《委員調査》

項目	回答数	割合
市区町村の保育要録が決定している	39	68.4%
現在、検討中である	12	21.1%
まだ、検討していない	1	1.8%
その他	3	5.3%
NA（無回答）	2	3.5%
合計	57	100.0%

図表4 市区町村における「保育要録」様式の検討状況《事例調査B》

項目	回答数	割合
市区町村の保育要録が決定している	100	65.4%
現在、検討中である	39	25.5%
その他	12	7.8%
NA（無回答）	2	1.3%
合計	153	100.0%

2-2-2. 市区町村における「保育所児童保育要録」様式の作成方法

(1) 委員調査

保育要録の様式作成方法は、「委員会・検討会を設置した」41.1%、「市区町村行政が作成した」35.7%である。

(2) 事例調査B

保育要録の要録作成方法は、「委員会・検討会を設置した」45.8%、「市区町村行政が作成した」20.3%である。

「その他」は、「公立保育所が作成に参画していた」との回答があった。また、「行政が主導で案を作成し公立・民間保育所の意見を聞き作成した」「委員会とまで行かないが、

園長会で検討した」「保育園、教育委員会で話し合い、保育指針にある『保育所児童保育要録』に記入し提出すると決まる」などである。

図表5 市区町村における「保育要録」様式の方法 《委員調査》

項目	回答数	割合
委員会・検討会を設置し作成した	23	41.1%
市区町村行政が作成した	20	35.7%
その他	10	17.9%
NA（無回答）	3	5.4%
合計	56	100.0%

※図表3の「まだ、検討していない」を除く56を集計

図表6 市区町村における「保育要録」様式の方法 《事例調査B》

項目	回答数	割合
委員会・検討会を設置し作成した	70	45.8%
市区町村行政が作成した	31	20.3%
その他	40	26.1%
NA（無回答）	12	7.8%
合計	153	100.0%

2-2-3. 委員会・検討会を設置した場合のメンバー

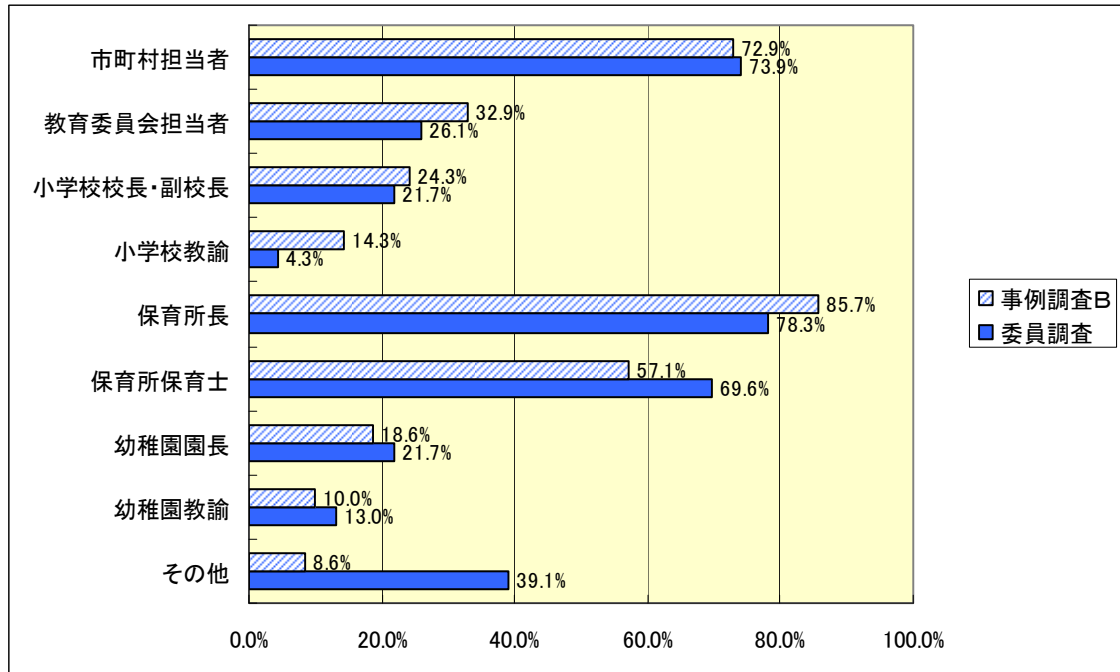
(1) 委員調査

委員会・検討会のメンバーは、「保育所長」が78.3%、「市町村担当者」が72.9%、「保育所保育士」が69.6%であるが、「小学校校長・副校長」は21.7%、「小学校教諭」が4.3%と低くなっている。

(2) 事例調査B

委員会・検討会のメンバーは、「保育所長」が85.7%、「市町村担当者」が72.9%、「保育所保育士」が57.1%であるが、「小学校校長・副校長」は24.3%、「小学校教諭」が14.3%と低くなっている。

図表 7 委員会・検討会のメンバー【複数回答】



2-2-4. 「保育要録」の様式作成に、保育関係者、小学校・教育委員会関係者が参画しなかった場合の意見を述べる機会

(1) 委員調査

保育要録の様式作成に保育所関係者、小学校関係者が参画しなかった場合に意見を述べる機会があったかどうかについては、ともにNA（無回答）が5割以上で状況把握ができていないと考えられるが、「あった」は、保育所関係者が31.4%、小学校関係者が21.2%である。

(2) 事例調査B

保育要録の様式作成に保育所関係者、小学校関係者が参画しなかった場合に意見を述べる機会があったかどうかについては、ともにNA（無回答）が5割以上で状況把握ができていないと考えられるが、「あった」は、保育所関係者が27.4%、小学校関係者が23.8%である。

図表 8 保育所関係者が意見を述べる機会

項目	委員調査		事例調査B	
	回答数	割合	回答数	割合
あった	11	31.4%	23	27.4%
なかった	4	11.4%	14	16.7%
NA（無回答）	20	57.1%	47	56.0%
合計	35	100.0%	84	100.0%

※作成にあたり、検討会を設置し、そのメンバーに保育所関係者が参画した回答を除く

図表9 小学校・教育委員会関係者が意見を述べる機会

項目	委員調査		事例調査B	
	回答数	割合	回答数	割合
あった	11	21.2%	31	23.8%
なかった	14	26.9%	32	24.6%
NA（無回答）	27	51.9%	67	51.5%
合計	52	100.0%	130	100.0%

※作成にあたり、検討会を設置し、そのメンバーに小学校関係者が参画した回答を除く

2-2-5. 「保育要録」様式を作成する際に、配慮・工夫した点

「保育要録」様式を作成する際に、配慮した点・工夫した点としては、「小学校が必要とする記載について、小学校へのアンケートを実施した」「幼稚園とも連携をとって進めた」「障害のある子どもについては、別の様式を検討」「担当保育士の負担を軽減するため簡潔に記入できる様式とした」等があげられていた。

また、記載する内容について「子どものよさと配慮してきたことを記入するよう市内で統一を図る」等の回答があった。

【自由記述回答 一抜粋】

- 保育士が負担にならないよう書きやすくした。書き方の見本も作った
- 小学校が必要とする保育要録の記載について小学校へのアンケートを実施した。アンケート結果に基づいて項目別に必要事項を拾い上げ、記載例を作成した。
- 小学校に届いたときに幼稚園・保育園のどの園からも同じ様式で届くように話し合った。
- 幼児教育から小学校教育へスムーズに行くよう幼稚園とも連携を取って進めた。教育要領もつき合わせながら作成した。
- 学校が必要とされる内容。保育士が記入項目について理解し、記入しやすいように、また、日頃の指導計画とのつながりやすいように保育指針の内容から取り出す。
- 在園していた年数に合わせ、年間ごとにまとめて作成する。評価はできる・できないという事だけにとらわれる事なく、エピソードを添え心の動きや変化を感じ取れるように書く。
- 子どもの育つ可能性が損なわれないように表現に気をつけた。子どものよさと配慮してきたこと等を記述するようにした。
- 実際記入している幼稚園側からの説明を聞く機会を設けた。要録作成委員会のほかに、各地域の幼保小の校長会、園長会の中でも話し合いを持った。
- 学校側でどんなことを一番知りたいのかお聞きしたとき、子どもたちの良い面をいっぱい知らせたいという事だったので、よい部分がより伝わりやすい書き方にするためにはどうすれば良いかという事を重点的に話し合った。
- 記録担当保育士の負担を軽減するため簡潔に記入できる様式とした。主に、最終年度（5・6歳）における子どもの姿を記載する。他児との比較ではなく個々の子どもの発達をみることにする。

- 「年長になった時に記入する特別な書類」という捉え方をしないように、入園した時からの子どもの育ちが記録できる簡単でわかりやすい様式が必要であることから、これまでの3歳児からの保育経過記録簿の様式を検討し変更した。
- 教育に関わる事項については、達成度ではなく、得意なこと、良いところを記入する。また、苦手としていることに対しては、どのような配慮が必要かについて記入するよう市で統一を図る。
- 障がい児の要録は同じものでなく、別に作成することとなる。(同じもので記録するには無理がある)
- 保育所用、幼稚園用を突合せ検討し、新しい項目として、健康に「食育」環境に「生活と時刻の関係」を入れた。
- 文章化が難しいところがあるので、項目を細かく分けて段階評価の方がわかりやすいのではないかと検討しているところである。

2-2-6. 「保育要録」様式を作成する際に、課題となった点

「保育要録」様式を作成する際に課題となったこととしては、「家庭状況等、小学校側から情報提供を求められることが多いが、個人情報保護や情報開示のこともありどのように伝えればよいか」「家庭状況からくる子どもの育ちに関わる事項の記載方法」「要録が小学校において役立ててもらえない状況がある」「保育士の力量により子どもの見方と記入の観点に違いが出る」等があげられていた。

【自由記述回答 ー抜粋ー】

- 子どもの育ちに関わる事項について、本児をとりまく環境など、本当に伝えなくてはならない必要と思われる事項が、個人情報の保護を配慮しながらどこまでの記入ができるか。
- 保護者からの開示請求に対応する必要があるので、記入内容に気をつけていかなければいけない。どうしても伝えておきたい事はどうすれば良いか。
- 要録を提出しても実際に役立っていないことが小学校からの情報にあるので、子ども達の連続的な連携された育みにつなげていくには、どのような記入方法が良いか。個人情報の保護や開示の義務等を十分配慮した上での意義ある伝え方としてどのような記入方法が良いか？
- 家庭状況等、小学校側からも情報提供を求められることが多いが、個人情報保護や情報開示のこともあり、どのように伝えていけば良いのかが問題となった。家庭状況からくる子どもの育ちに関わる部分はどのように記入すれば良いのか。
- 情報開示も含めた中での保育要録の内容記載で子どもの成長発達や問題点を文書でどう表現したらよいのか、またどこまで記載してよいのかなどの課題があがった。
- 発達を捉える視点の小学校と保育所の違い
- エピソード記述をするにあたり、作成者の主観的な資料とならないよう技術を一定に保つようにする。
- 保育士の力量により子どもの見方と記入の観点に違いが出る。
- 学校側は心身の状況や課題を持つ子の様子を具体的に知りたいと共にその子の良さ、なかなか

見えないその子ののびてゆく芽などもポイントに記して欲しいという要望でした。個人情報と開示しても良い内容、表現にしていく事に話が集中しました。

- 受ける側、送る側、どちらに重点を置いて記入するか。
- 提出は就学児であるが、書くに当たっては、乳幼児期までさかのぼって育ちを確認して行く事が必要なため、各担任がどのような視点で記録をとっていくのか、記録のとり方等を研修していかなければいけないことが課題である。
- 「限られた紙面に、保育士の援助の課程を、いかにポイントを絞り、的確に記述するか」また、『子どもの育ちをプラスの視点で見る(見ることができる)』保育士の資質向上のための研修制度の拡充が必要。
- 小学校の中には、幼稚園の要録にも目を通していないというところもあり、要録を子どもの育ちのために共有できる土壌作りが必要。
- 市、主催・保・幼・小、教育委員会出席の「要録様式検討会議」において、「学校は要録を見られます(読まれます)か？」保育所の問いかけに、「よほどのことがないと見ない。わからないことは電話で聞く。保育所の運動会等に出向いて就学前の子どもの様子は見る。要録は後日の問題にもなりかねないもの。大阪あたりからの要録(転校生)にはほとんど記載はない」と校長。「幼いころのことをあれこれ書き残し、長い人生のスタートをさせるものではない」と幼稚園長。要録って何なのだろう。なぜ、見ない(読まない)、将来問題のもとになりかねない要録を送る必要があるのか。要録を送る側と小学校側との要録に対する認識のギャップは大きいと感じる。

2-2-7. 「保育要録」の様式

保育要録の様式については、厚生労働省が示した「保育所児童保育要録(様式の参考例)」を参考としながら、各市町村において

- ・ 最終年度(5・6歳児)における記載だけでなく複数年にわたり記載
- ・ 幼稚園幼児指導要録の内容を組み入れる
- ・ 子どもの姿(5領域)について、発達の状況に○をつける
- ・ 子どもの姿・保育士の援助を記載する
- ・ 育てたい力・保育の重点を記載する

などの独自の様式も作成されていた。

2-3. 都道府県・指定都市保育士会(保協)の取り組み《委員調査》

2-3-1. 小学校との連携強化に向けた取り組み

都道府県・市	内 容
青森県	情報交換の場の充実。
埼玉県	平成19年度「秋の保育士会研修会」において小学校との連携のシンポジウムを小学校の現場の先生や校長先生、保育園、幼稚園の立場の方により開催した。平成20年度保育協議会総会時の研修会に「小学校との連携」の講演会を開催した。
新潟県	研修会の開催、新潟県保育士会では今年度の研修講座の中に、「小学校との連携」をテーマにした研修を2回行った

都道府県・市	内 容
山梨県	県教育委員会主催により、保幼小連携の研修会を行っている。
福井県	11/21 に県下 2 箇所で開催している。片山忠治兵庫教育大学元副学長。
岐阜県	講演会を実施した。(5ブロックで)
愛知県	岡崎市幼・保・小連携研究会(講演会及び実践報告)。幼・保・小連携の実際を冊子にしている。
滋賀県	県としては計画していない。地域によって差があるので、地域にまかせている。
京都府	「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るために」というテーマでの講演を保・幼・小合同で受ける。(講師：白梅学園大学教授無藤隆氏)
京都市	研修会を行なう。
大阪府	小学校の先生に保育園での生活を知って貰う。小1プロブレムとしての講演会。
奈良県	12月に「保育要録」の研修会を保育協議会主催で予定している。
鳥取県	講師：鳥取県教育委員会小中学校課指導係指導主事 テーマ：子どもの育ちと学びをつなぐ～保育所と小学校の滑らかな接続をめざして～
岡山県	委員会等での情報交換程度で、特にできていない。
広島県	講演会の実施。
山口県	小学校の先生が一年間幼稚園へ勤務(保育所は夏の間一週間ほど来られる)
愛媛県	具体的な取り組みはないが、各支部、各園において、連携について積極的にすすめていくようにとの県からの指導があった。
高知県	委員会などに参画した場合に、保育要録を生かしてほしい。担当教諭が存在を知らないという事は避けてほしい旨を要望する。(校長より知りたい情報はない…という否定的な意見も聞くので…)
北九州市	保幼小連携推進事業を展開。17年よりモデル校区を3地域設け、様々な取り組みを展開。その後その検証を通して、全校区実施へと展開中である。保幼小合同研修会及び連絡会は年間数回実施。
大分県	小学校との連携の取り方についての講演会を行なった。 県の教育委員会主催の「幼保小の連携マニュアル」作成委員会に出席し、作成中である。
宮崎県	小学校とのパイプ役になってくれる特別支援学校教育コーディネーターの県内分布図を配布したことがある。(密に連携している)また、過去においてそのコーディネーターの講演会を実施した。(こちらにも保育所側からの話を県教委より依頼され、小中の教諭500人に向けて話した)
沖縄県	保育士会で要録の記入ポイントについて研修会を実施した。

2-3-2. 「保育所児童保育要録」作成に向けての取り組み

都道府県・市	内 容
北海道	1月末から2月頃に「保育要録の記入の仕方」の研修会を開催予定。

都道府県・市	内 容
青森県	研修を行なった。
東京都	保育所保育指針についての学習会は保育士会の委員対象に行った。
山梨県	平成 21 年度県保育内容研究委員会により山梨県の統一した保育要録の様式を作成した。
長野県	昨年「保育所児童保育要録」の見直し、新たな「保育要録」を作成した。これに基づき、「保育要録記入の手引き」を作成した。「保育所児童保育要録」については、記入例も添付してあり、それぞれの市町村では参考にしながら検討してくれることだろうと思う。
福井県	東海北陸大会で資料としていただいた冊子を各園 1 冊ずつ(岐阜県担当)県保育士会として作成した。
岐阜県	岐阜県保育研究協議会の保育内容部会で 19, 20 年度に同封の冊子を作成し、全園、東海北陸研究大会参加者 700 人に配布した。今も希望があり増刷している。
三重県	新指針がでて三重県では社協や保育士協会などが教授を交えて県の冊子を作成しその中にも参考として作成した。
滋賀県	幼稚園がすでに小学校へ新入学児童の記録を送っているので、市の教育委員会(幼稚園担当者)を招いて、講演会を行なった。
大阪府	研修会あり
島根県	児童要録については研修会が何度か実施され、各所園の主任保育士や保育士が参加し作成の取り組みをしている。
岡山県	保育研究部会において、各地域の情報収集・情報交換を行なっている。(出来上がったものを持ち寄るなど)
山口県	県保育士部会で、5 才児の保育経過の記録をそのまま要録として使用できるものを作成した。
香川県	香川県保育士会保育研究部会(各ブロック代表の主任保育士)で各市町の参考資料を持ちより、話しあい情報交換する。
愛媛県	具体的な取り組みはない。県より 21 年度 3 月から、保育要録を作成・提出するようにとの指導があり、一支部をのぞく県内保育園は 20 年度より実施。
高知県	県保育士会として 12 月 6 日大方美香先生を迎えて各園 1 枚作成し、学習会を行う。(指針の理解と実践 3 回シリーズ研修の最後のプログラム)
福岡市	「主任保育士会」において「要録」についての説明会を行なう。
北九州市	学校側への送付状にも、意図を明確に記入。各保育所には記入要領を配布。
佐賀県	研修会
熊本県	パンフレット(記入事例集)の作成中
大分県	「保育所児童保育要録」の記入方法についての研修会を 20 年度 3 回、21 年度 2 回、県保育協議会主催で行なった。保育要録の記入の参考書の紹介を行なった。
宮崎県	研修会を実施した。今後も実施予定あり。

「保育所児童保育要録」の様式

※調査票提出の際に添付された様式（抜粋）です。